

高遊原燃料施設フィルタセパレータ部品交換

業務隊長	所 掌			
	派遣隊長	施設班長	工事企画	管財
				

合 議				
管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理
				

仕 様 書

件 名	高遊原燃料施設フィルタセパレータ部品交換	所 属	健軍駐屯地業務隊高遊原派遣隊
		作成年月日	令和 6 年 5 月 13 日
		作 成 者	防衛事務官 梅井 美穂

1 総 則

本仕様書は、「高遊原燃料施設フィルタセパレータ部品交換」について適用する。

2 場 所

熊本県上益城郡益城町大字小谷 1 8 1 2 陸上自衛隊高遊原分屯地

3 概 要

本役務は、下表に示すフィルタセパレータの部品交換を実施する。

設備機種	作業内容	数量	備考
フィルタセパレータ (和興フィルタテクノロジー) V-04065A/B VFCS-6N15W-4614FD	コアレッサカートリッジ交換 DC-A14W (旧品番: CA14-5)	12 個	2 基分
	セパレータカートリッジ交換 DS-58AW (旧品番: ST614FD)	8 本	
	O-リング交換 ON7-0545	2 本	

4 一般事項

- (1) 本仕様書・設計図書に記載なき事項については、以下によるものとする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築（改修）工事標準仕様書（機械設備工事編）』
- (2) 本仕様書及び設計図書に記載無き事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項は受注者の負担において実施するものとする。また、作業上軽微なもので当然必要と思われる事についても同様である。
- (3) 施工中の安全確保には十分に留意して現場管理を行うと共に、火災等の災害及び事故に注意する。また、必要に応じて養生等の処置を行うものとする。
- (4) 本役務に伴う分屯地及び各建物への立入り、その他制限事項は当該の諸規定に従うこととし、その都度監督官から指示する。
- (5) 隊員もしくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本役務に関わると認められた場合、請負業者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- (6) 本役務の完成に際しては、当該施設に関する箇所の清掃及び片付けを実施する。
- (7) 本役務の写真はカラーとし、役務用アルバム（A列4番）に整理し監督官に1部提出する。
役務写真は、各箇所、各工程ごとに撮影するものとし、隠蔽箇所は特に重点的に撮影する。
この際、使用材料等及び加工等の作業も撮影すること。
- (8) 本役務により発生した産業廃棄物並びに交換の際に発生した廃油等は、受注者の責任において分屯地外へ搬出し、適切に処分するものとする。
- (9) 本役務での作業用電気及び水は、請負者の負担とする。
- (10) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施するものとする。

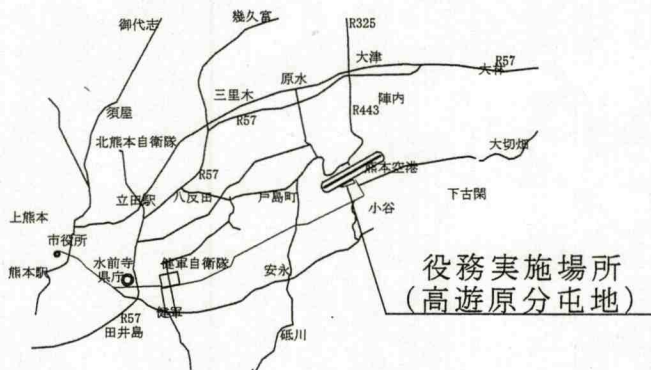
5 特記事項

- (1) 作業実施時期は、契約後速やかに監督官と調整すること。
- (2) 交換作業については、製造メーカー担当者に実施させること。

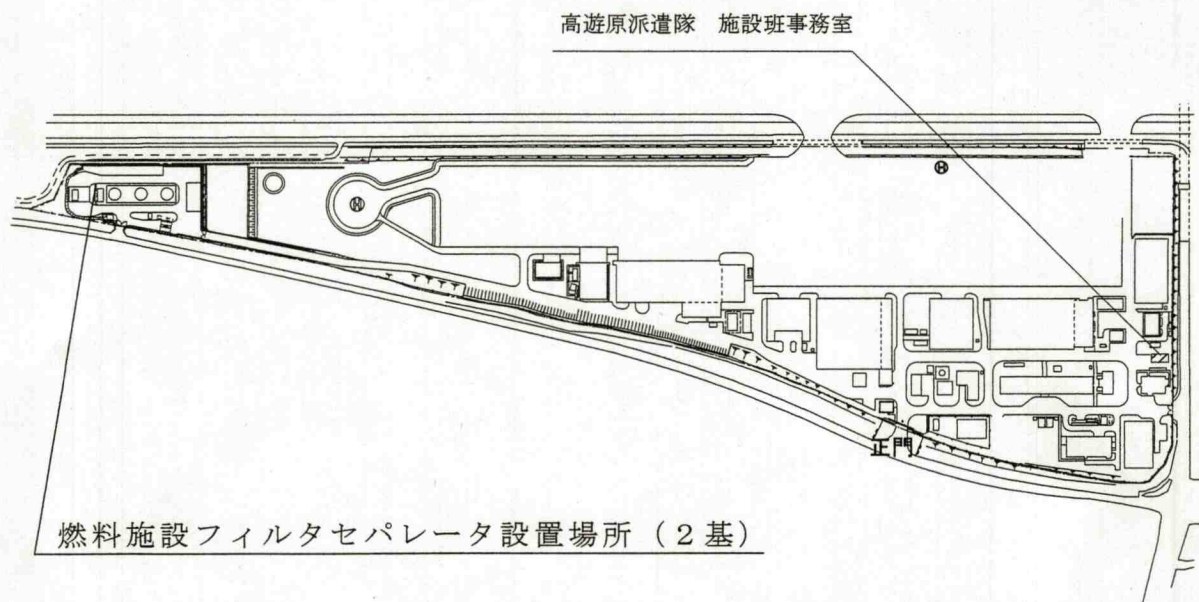
6 提出書類

監督官の指示により、以下の関係書類を提出する。

- (1) 工程表（予定及び実施）
- (2) 着工届、完成届
- (3) 役務写真
作業前、作業中、作業完了後の写真を撮影し、写真帳（A4）に整理して提出すること。
- (4) その他、監督官が指示した書類



案内図 S=1:X



配置図 S=1:X